令和６年度 堺市障害者施策推進協議会 本会（第１回）

日　時：令和６年８月20日（火）　14時から16時

場　所：堺市役所　本館３階　大会議室

次　第

１ 委員紹介

２ 会長の選出及び職務代理者の指名について　資料１

３ 案件

1	各専門部会の委員（案）について	資料2
2	令和6年度 堺市障害者施策推進協議会 会議日程について	資料3
3	第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画の進捗状況について（報告） ・ 成果目標の進捗状況について ・ 障害福祉サービス等の進捗状況について	資料4-１ 資料4-２

【資料】

資料1	堺市障害者施策推進協議会 委員名簿 令和6年度
資料2	各専門部会の委員（案）
資料3	令和6年度 堺市障害者施策推進協議会 会議日程
資料4-1	第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画 成果目標の進捗状況
資料4-2	第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画 障害福祉サービス等の進捗状況について　（令和５年度実績）

参考資料1	令和6年度 堺市障害者施策推進協議会（イメージ図）
参考資料2	障害者基本法（抜粋）、障害者総合支援法（抜粋）、 児童福祉法（抜粋）
参考資料3	堺市障害者施策推進協議会条例
参考資料4	堺市障害者施策推進協議会規則

堺市障害者施策推進協議会　委員名簿　令和６年度

任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日

資料１

（敬称略 50音順）

氏　　名	所属団体等
石渡（いしど） 勉（つとむ）	大阪弁護士会
岩下（いわした） 恵美子（えみこ）	特定非営利活動法人日本マルファン協会　大阪支部長
大井（おおい） 真基子（まきこ）	一般財団法人堺市人権協会　評議員/部落解放堺地区障がい者（児）を守る会　会長
大石（おおいし） 雅（まさし）	堺精神障害者地域支援連絡協議会
岡田（おかだ） ひろみ	北こどもリハビリテーションセンターもず園　園長
小田（おだ） 多佳子（たかこ）	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会　理事長
小田（おだ） 浩伸（ひろのぶ）	大阪大谷大学　教育学部　教授
甲斐（かい） 俊夫（としお）	大阪府立堺聴覚支援学校　校長
川本（かわもと） 真由美（まゆみ）	堺市社会福祉施設協議会
木曽（きそ） 陽子（ようこ）	大阪公立大学　現代システム科学域　教育福祉学類　准教授
髙塚（たかつか） 稔（みのる）	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会
橘（たちばな） 克英（かつひで）	一般社団法人堺市医師会　理事（たちばな内科クリニック）
舘野（たての） 菜津子（なつこ）	堺市障害者就業・生活支援センター「エマリス堺」 センター長代理
種橋（たねはし） 征子（せいこ）	関西大学　人間健康学部　教授
中條（ちゅうじょう） 淳博（あつひろ）	堺市発達障害者支援センター
辻本（つじもと） 伊公子（いくこ）	堺市障害者自立支援協議会　障害当事者部会
中川（なかがわ） 元（げん）	耳原総合病院小児科医師
永吉（ながよし） 真由（まゆ）	総合相談情報センター　所長
西尾（にしお） 薫（かおる）	社会福祉法人堺市社会福祉協議会　理事
西口（にしぐち） 禎二（ていじ）	ビッグ・アイ共働機構　代表者
羽室（はむろ） 彰浩（あきひろ）	堺公共職業安定所　　所長
藤井（ふじい） 雅乗（まさのり）	大阪府立堺支援学校　校長
松端（まつのはな） 克文（かつふみ）	武庫川女子大学　心理・社会福祉学部　社会福祉学科　教授
松本（まつもと） 隆幸（たかゆき）	堺市障害者自立支援協議会　障害当事者部会
毛利（もうり） 育子（いくこ）	大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学　連合小児発達学研究科　准教授
森（もり） 哲仁（てつじ）	堺脳損傷協会　会長
八木（やぎ） 栄司（えいじ）	一般社団法人堺市歯科医師会　常務理事
山本（やまもと） 眞由美（まゆみ）	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会
吉井（よしい） マヤ	堺障害フォーラム　運営委員

資料２

各専門部会の委員（案）

◎　権利擁護専門部会

本会委員　12 名

石渡　勉	大阪弁護士会
岩下　恵美子	特定非営利活動法人日本マルファン協会　大阪支部長
大井　真基子	一般財団法人堺市人権協会　評議員/部落解放堺地区障がい者（児）を守る会　会長
小田　多佳子	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会　理事長
髙塚　　稔	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会
種橋　征子	関西大学　人間健康学部　教授
辻本　伊公子	堺市障害者自立支援協議会　障害当事者部会
永吉　真由	総合相談情報センター　所長
西口　禎二	ビッグ・アイ共働機構　代表者
羽室　彰浩	堺公共職業安定所　　所長
藤井　雅乗	大阪府立堺支援学校　校長
松本　隆幸	堺市障害者自立支援協議会　障害当事者部会

◎　障害児支援専門部会

本会委員　8 名

岡田　ひろみ	北こどもリハビリテーションセンターもず園　園長
小田　多佳子	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会　理事長
甲斐　俊夫	大阪府立堺聴覚支援学校　校長
川本　真由美	堺市社会福祉施設協議会
木曽　陽子	大阪公立大学　現代システム科学域　教育福祉学類　准教授
中川　元	耳原総合病院小児科医師
永吉　真由	総合相談情報センター　所長
藤井　雅乗	大阪府立堺支援学校　校長

◎　発達障害者支援専門部会

本会委員　９名

小田　多佳子	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会　理事長
小田　浩伸	大阪大谷大学　教育学部　教授
川本　真由美	堺市社会福祉施設協議会
舘野　菜津子	堺市障害者就業・生活支援センター「エマリス堺」 センター長代理
中條　淳博	堺市発達障害者支援センター
中川　元	耳原総合病院小児科医師
永吉　真由	総合相談情報センター　所長
羽室　彰浩	堺公共職業安定所　　所長
毛利　育子	大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学　連合小児発達学研究科　准教授

◎　日中サービス支援型グループホーム専門部会

本会委員　４名

石渡　勉	大阪弁護士会
永吉　真由	総合相談情報センター　所長
西尾　薫	社会福祉法人堺市社会福祉協議会　理事
松端　克文	武庫川女子大学　心理・社会福祉学部　社会福祉学科　教授

●　臨時委員の設置について

臨時委員は、「特別の事項を調査し、及び審議するため必要があると認めるとき」に、置くことができるとされている。（堺市障害者施策推進協議会条例第７条第１項）

今後、調査及び審議を行うため、臨時委員を設置する予定としている。

具体的には、5 名程度を設置する予定であり、本会議終了後、各種関係団体に委員選出の依頼を行い、権利擁護専門部会、日中サービス支援型グループホーム専門部会に参画いただく予定としている。

資料3

令和6年度　堺市障害者施策推進協議会　会議日程

一部調整中ですので、開催時期が変更となる場合があります。

月	本会				
		権利擁護	障害児支援	発達障害者支援	日中サービスGH
開催回数	2	1	2	1	案件がありしだい
4月					
5月					
6月					
7月					
8月	第1回				
9月			第1回【今後調整】		
10月					
11月					
12月					
1月		第1回【今後調整】		第1回【今後調整】	
2月			第2回【今後調整】		
3月	第2回【今後調整】				

基本指針の目標	福祉施設の入所者の地域生活への移行

計画（P）→実施（D）　目標値

【令和５年度末までの目標値】

① 地域生活への移行：27 人　（令和元年度末施設入所者数 444 人の 6%以上）

② 施設入所者の削減：8 人　（令和元年度末施設入所者数 444 人の 1.6%以上）

【目標設定の考え方等】

国の基本指針のとおり設定

【実績の推移】

① 地域生活への移行：19 人（R3～R5 の累計）

実績	第5期		第6期		
	R1	R2	R3	R4	R5
① 地域生活への移行	6人	6人	9人	4人	6人

② 施設入所者の削減：14 人（R3～R5 の累計）

実績	第５期		第6期		
	R1	R2	R3	R4	R5
② 施設入所者の減少	5人	0人	12人	0人	2人
（参考）退所者数	19人	13人	23人	18人	27人
（参考）入所者数	14人	13人	11人	18人	25人
（参考）施設入所者数	444人	444人	432人	432人	430人

【参考】

① 地域生活への移行者（6人）の内訳

◇ 入所していた施設･･･自立訓練施設6人、障害者入所支援施設0人

◇ 退所先　　･･･グループホーム1人、家庭復帰5人（うち3人は単身生活）

◇ 年齢層

18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳～
0 人	1 人	2 人	1 人	0 人	2 人

② 退所者（27 人）の内訳

◇ 退所理由･･･地域生活への移行６人（上記①）、
高齢者施設等への入所９人、長期入院３人、死亡９人

② 入所者（25 人）の内訳

◇ 入所前の居住場所･･･グループホーム５人、短期入所（ロングショートステイ）７人、
居宅 11 人、入院１人、障害児入所施設１人

◇ 年齢層

18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳～
1 人	8 人	8 人	4 人	2 人	2 人

【参考】入所施設者の地域移行支援利用者数

R1	R2	R3	R4	R5
2 人	0 人	0 人	1 人	1 人

主な活動指標

○主な活動指標の一覧

		第5期		第6期		
		R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護	見込	2,743人／月	2,909人／月	2,945人／月	3,119人／月	3,306人／月
	実績	2,657人／月	2,774人／月	2,982人／月	3,105人／月	3,289人／月
重度訪問介護	見込	249人／月	260人／月	234人／月	238人／月	242人／月
	実績	223人／月	237人／月	246人／月	242人／月	238人／月
行動援護	見込	38人／月	41人／月	92人／月	110人／月	131人／月
	実績	55人／月	69人／月	91人／月	102人／月	121人／月
同行援護	見込	320人／月	331人／月	331人／月	339人／月	349人／月
	実績	319人／月	281人／月	296人／月	308人／月	308人／月
生活介護	見込	2,018人／月	2,095人／月	2,302人／月	2,444人／月	2,615人／月
	実績	2,069人／月	2,107人／月	2,145人／月	2,228人／月	2,326人／月
自立訓練（機能訓練）	見込	31人／月	33人／月	38人／月	44人／月	50人／月
	実績	30人／月	24人／月	25人／月	29人／月	34人／月
自立訓練（生活訓練）	見込	173人／月	190人／月	92人／月	97人／月	106人／月
	実績	８７人／月	134人／月	148人／月	133人／月	109人／月
就労移行支援	見込	265人／月	276人／月	309人／月	333人／月	360人／月
	実績	279人／月	297人／月	307人／月	310人／月	321人／月
就労継続支援（Ａ型）	見込	335人／月	350人／月	403人／月	413人／月	423人／月
	実績	497人／月	416人／月	460人／月	465人／月	528人／月
就労継続支援（Ｂ型）	見込	1,998人／月	2,075人／月	2,543人／月	2,765人／月	3,008人／月
	実績	2,215人／月	2,349人／月	2,542人／月	2,830人／月	3,121人／月
就労定着支援	見込	第6期から新たな活動指標として追加		110人／月	135人／月	168人／月
	実績			86人／月	101人／月	108人／月
短期入所	見込	883人／月	925人／月	829人／月	840人／月	853人／月
	実績	790人／月	621人／月	620人／月	639人／月	745人／月
自立生活援助	見込	19人／月	29人／月	9人／月	12人／月	15人／月
	実績	0人／月	3人／月	3人／月	2人／月	1人／月
共同生活援助	見込	802人／月	835人／月	1,004人／月	1,062人／月	1,119人／月
	実績	887人／月	988人／月	1,099人／月	1,182人／月	1,319人／月
地域移行支援	見込	16人／月	20人／月	6人／月	7人／月	7人／月
	実績	4人／月	4人／月	3人／月	7人／月	4人／月
地域定着支援	見込	260人／月	270人／月	220人／月	220人／月	220人／月
	実績	211人／月	204人／月	207人／月	206人／月	209人／月
施設入所支援 ※減少をめざす	見込	446人／月	444人／月	440人／月	438人／月	436人／月
	実績	445人／月	439人／月	423人／月	415人／月	416人／月

	評価（C）	改善（A）
R5	【実績にかかる評価】 ・ 令和４年度実績と比較すると、令和５年度は退所者数、入所者数ともに増加し、結果としては施設入所者が２人減少している。また、地域生活へ移行した方は２人増加している。 ・ 令和5年度の退所者のうち地域生活へ移行した方の割合は約22%で、この数字は令和４年度実績と同様である。 ・ 令和5年度の地域生活への移行者は、そのすべてが自立訓練施設からの退所となっている。 ・ 施設入所者が高齢化しており、介護度が上昇している方や医療的ケアが必要な方が増加している。 ・ 家族と同居していたが、家族の高齢化により施設入所に至る方が増加している。 ・ 施設入所者の地域生活への移行を進めるには、利用者やその家族、施設職員等への地域移行に関する情報提供やその理解が重要である。 ・ 障害児入所施設からの退所にあたっては、区役所や基幹相談支援センター等が、子ども相談所と役割分担・連携しながら、子ども相談所が聞き取った対象者等の意向等のもと、地域生活への移行に向けた支援を継続している。 ・ 障害者やその家族等の高齢化や親なき後に向けて、障害者が住み慣れた地域で希望する生活ができるよう取組を推進していく必要がある。	【今後の取組等】 ・ 地域移行に向けた支援は、各区障害者基幹相談支援センターに設置する地域移行コーディネーターが中心となり、今後も継続した取組を実施する。 ・ 地域移行コーディネーターが、市内の入所施設の状況に応じて、施設職員等を対象とした地域移行に向けた普及啓発、利用者を対象としたピアを活用した取組等を行う。 ・ 地域移行コーディネーター、市内の入所施設担当者、行政担当者が参加する地域生活移行支援会議を開催し、各入所施設の入所者の状況を共有し、地域生活への移行支援に向けた課題共有等を行う。また、大阪府が実施する調査に合わせて、入所希望者の状況の把握及び共有を行う。 ・ 障害児入所施設からの退所については、区役所や障害者基幹相談支援センター等が、子ども相談所と役割分担・連携しながら、対象者等の意向等のもと、地域移行に向けた支援を行う。 ・ グループホームにおいて、強度行動障害のある方など重度障害者を受け入れる事業所に対し、職員配置を整えるための経費を補助するなど、地域における暮らしの場としてグループホームの量的拡大と機能強化を進める。 ・ 強度行動障害のある方への支援スキルを持つ法人を増やし、地域での生活を支える体制整備を図る。 ・ 地域における障害への理解を深めることを目的に「障害者週間フェスティバル」や出前講座等を通じ、地域への障害の理解啓発に取り組む。

基本指針の目標	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

計画（P）→ 実施（D）

目標値

【令和５年度末までの目標値】

① **精神科在院患者調査における１年以上の長期入院者数：852 人**
（令和元年度精神科在院患者調査における 1 年以上の長期入院者数 899 人）

② **入院後３か月時点の退院率：69%以上**
入院後６か月時点の退院率：86%以上
入院後１年時点の退院率：92%以上

③ **精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：316 日以上**

【目標設定の考え方等】

① 大阪府全体の取組として、令和 5 年度精神科在院患者調査における 1 年以上の長期入院者数を目標値に設定（堺市は 852 人）

② 国の基本指針のとおり設定（国の精神保健福祉資料による）

③ 国の基本指針のとおり設定（国の精神保健福祉資料による）　※ 大阪府全体の目標値

【実績の推移】

① 精神科在院患者調査における１年以上の長期入院者数	第5期		第6期		
	R1	R2	R3	R4	R5
入院者数（入院時所在地が堺市）	899人	894人	899人	861人	813人

②退院率【参考値】	第5期		第6期		
	R1	R2	R3	R4	R5
入院後3か月	80.6%	81.3%	73.7%	81.6%	79.1%
入院後6か月	87.4%	89.8%	85.4%	89.9%	86.8%
入院後1年	91.9%	93.8%	90.2%	94.1%	92.3%

※ 国の精神保健福祉資料が更新されていないため、病院所在地が堺市内のうち、医療保護入院における退院率を【参考値】として記載

③ 退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：集計中

※ 国の精神保健福祉資料が更新されておらず、その更新時期の未定であることから、「集計中」としている。

【参考】精神科病院入院者の地域移行支援利用者数

R1	R2	R3	R4	R5
10 人	9 人	9 人	10 人	8 人

主な活動指標

○主な活動指標の一覧

		第5期		第6期		
		R1	R2	R3	R4	R5
自立生活援助	見込	19人／月	29人／月	9人／月	12人／月	15人／月
	実績	0 人／月	3人／月	3人／月	2人／月	1人／月
【内数】精神障害者の月平均利用数	見込	第6期から新たな活動指標として追加		7人／月	10人／月	12人／月
	実績			2人／月	1人／月	1人／月
共同生活援助	見込	802人／月	835人／月	1,004人／月	1,062人／月	1,119人／月
	実績	887人／月	988人／月	1,099人／月	1,182人／月	1,319人／月
【内数】精神障害者の月平均利用数	見込	第6期から新たな活動指標として追加		141人／月	157人／月	172人／月
	実績			177人／月	210人／月	260人／月
地域移行支援	見込	16人／月	20人／月	6人／月	7人／月	7人／月
	実績	4人／月	4人／月	3人／月	7人／月	4人／月
【内数】精神障害者の月平均利用数	見込	第6期から新たな活動指標として追加		3人／月	3人／月	3人／月
	実績			2人／月	6人／月	3人／月
地域定着支援	見込	260人／月	270人／月	220人／月	220人／月	220人／月
	実績	211人／月	204人／月	207人／月	206人／月	209人／月
【内数】精神障害者の月平均利用数	見込	第6期から新たな活動指標として追加		26人／月	26人／月	26人／月
	実績			32人／月	49人／月	41人／月

※　訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型、B 型）の利用者数については、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の項目にて掲載済みであるため、省略している。

		第6期					
		R3		R4		R5	
		開催回数	参加者	開催回数	参加者	開催回数	参加者
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者ごとの参加者数	見込	1回	17人	1回	17人	1回	17人
	実績	2回	延べ46人	3回	延べ56人	5回	延べ64人

	評価（C）	改善（A）
R5	【実績にかかる評価】 ・　令和５年度実施の在院患者調査による長期入院者の調査は完了しており、現在、大阪府による集計中である。 ・　1年以上の長期入院者数は令和5年度時点で813人と目標値を達成した。 ・　障害福祉サービスとしての地域移行支援利用者は８名となっており、継続した地域移行支援が実施されている。 ・　地域からの要望に応じ、地域移行支援に関するツールの開発として、市内共同生活援助（グループホーム）の様子をまとめた動画を作成した。 ・　精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場は、継続して実施しており、引き続き大阪府もオブザーバーとして参加。他自治体の実事例や取組内容を共有した。 ・　地域移行コーディネーター、市内の精神科病院担当者、行政担当者が参加する退院促進支援会議を行い、退院意欲の喚起への取組、地域生活への移行支援に向けた取組を進めるほか、地域ごとの課題抽出のための取組について、美原病院を中心としたワーキングチームを設置し、検討を進めた。	【今後の取組等】 ・　地域移行に向けた支援は、各区障害者基幹相談支援センターに配置する地域移行コーディネーターが中心となり、精神科病院からニーズや意向を確認しながら、今後も取組を進める。 ・　具体的には、地域移行コーディネーターが市内の精神科病院や地域活動支援センター等と協力し、退院意欲の喚起のためピアサポーターを活用した茶話会の開催や、職員向けの地域移行に関する研修、新たなツールの開発とその活用等に取り組む。 ・　地域移行コーディネーター、市内の精神科病院担当者、行政担当者が参加する退院促進支援会議を行い、退院意欲の喚起への取組、地域生活への移行支援に向けた取組を進めるほか、現在実施しているワーキングチームの成果や効果を評価し、今後の検討を進める。

基本指針の目標	福祉施設から一般就労への移行等、工賃の向上

計画（P）→実施（D）

目標値

【令和５年度末までの目標値】

① 福祉施設からの一般就労への移行：239 人

② 就労移行支援事業を通じた一般就労移行者の就労定着支援事業の利用の割合：7 割以上

③ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所の割合：7 割以上

④ 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額：12,800 円

【目標設定の考え方等】

① 国の基本指針のとおり設定

② 国の基本指針のとおり設定

③ 国の基本指針のとおり設定

④ 堺市内の個々の就労継続支援 B 型事業所において設定した目標額の平均値（＊大阪府の基準）

【実績の推移】

実績	第5期		第6期		
	R1	R2	R3	R4	R5
① 福祉施設から一般就労への移行	188人	184人	221人	203人	集計中

実績	第5期		第6期		
	R1	R2	R3	R4	R5
② 福祉施設から一般就労への移行者に対する就労移行支援事業の利用者数の割合		6.3割	6.7割	5.2割	集計中

実績	第5期		第6期		
	R1	R2	R3	R4	R5
③ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合		5割	5.5割	6割	7割

実績	第5期		第6期		
	R1	R2	R3	R4	R5
④ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	10,207円	10,128円	11,075円	12,041円	集計中

※ ①②④について、大阪府から数値提供がされていないため、「集計中」としている。

主な活動指標

○主な活動指標の一覧

		第5期		第6期		
		R1	R2	R3	R4	R5
就労移行支援の利用者数	見込	265人／月	276人／月	309人／月	333人／月	360人／月
	実績	279人／月	297人／月	307人／月	310人／月	321人／月
就労定着支援の利用者数	見込	90人／月	146人／月	110人／月	135人／月	168人／月
	実績	49人／月	73人／月	86人／月	101人／月	108人／月
福祉施設から一般就労への移行	見込			214人	226人	239人
	実績	188人	184人	221人	203人	集計中

R5

評価（C）	改善（A）
【実績にかかる評価】 ・ 福祉施設から一般就労への移行者数の増を図るため、令和5年度からの新たな取組として、障害者就業・生活支援センターが中心となり、企業と福祉施設をマッチングし、障害者の職場体験実習を行う取組を開始。また、商工会議所と連携した企業向けセミナーも合わせて開始した。令和4年度実績は見込量に届かなかったが、今後の実績増につなげたい。 ・ 工賃平均額については、第5期に比べ第6期は増加傾向となった。工賃向上に向けた取組として、広報さかいへの授産活動の啓発記事を掲載したほか、「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品やサービスの優先調達方針を策定した。 ・ 授産活動支援センターにおいては、本市や民間企業等との受注・発注のマッチング・コーディネートやホームページ等を活用した情報発信を実施している。 ・ 作業所製品の販売促進として、市庁舎バザーの開催のほか、令和3年度から電子カタログによる注文販売を開始するなどの取組を行った。	【今後の取組等】 ・ 一般就労に向けた取組として、引き続き障害者就業・生活支援センターにおいて、就労を希望する障害者の個性や特性を把握した上で、必要に応じて就労支援に携わっている関係機関と連携しながら、就職に向けた支援と就職後の定着支援を行う。 ・ 上記に加え、希望者がより適切に一般就労に向かうことができるよう職場体験実習先開拓・マッチング支援事業を継続実施し、就労希望者には一般就労の体験、企業へは障害者雇用のイメージ把握を促し、福祉施設職員には実習を通じてノウハウを獲得していただく。 ・ 引き続き商工会議所等とも連携し、企業向けセミナーを開催する。また、市が所有する企業へのメールマガジンを活用し、一般企業の障害理解を促進する。 ・ 工賃向上への取組としては、授産活動支援センターにおいて通常のマッチング・コーディネートのほか、事業所に支援員を派遣し作業等の助言を行う人材派遣事業を継続実施する。 ・ 事業所の課題の解決、授産活動に対する意識や取組向上のため、事業所向けセミナー等を複数回開催する。 ・ 合わせて授産製品の啓発・販売促進や優先調達の推進に引き続き取り組む。

基本指針の目標	障害児支援の提供体制の整備等

計画（P）→実施（D）

目標値

【令和５年度末までの目標値】

① 児童発達支援センターを整備：昭和 49 年４月に整備済

② 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築：７箇所

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備：９箇所

④ 医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置：平成 30 年度に設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置：令和 2 年度に配置済

【目標設定の考え方等】

① 国の基本指針のとおり設定

② 保育所等訪問支援及び重症心身障害児対象事業所の目標値については、第 1 期堺市障害児福祉計画の目標値を継続。（すでに基準とする目標値を上回って整備しているため、目標値を引き上げて設定）

【実績の推移】

実績	第1期		第2期		
	R1	R2	R3	R4	R5
① 児童発達支援センターを整備	４箇所	４箇所	4箇所	4箇所	4箇所

実績	第1期		第2期		
	R1	R2	R3	R4	R5
② 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	5箇所	5箇所	７箇所	10箇所	11箇所

実績	第1期		第2期		
	R1	R2	R3	R4	R5
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備	5箇所	5箇所	８箇所	9箇所	11箇所

実績	第1期		第2期		
	R1	R2	R3	R4	R5
④ 医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置	設置	設置	設置
⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	―	配置	配置	配置	配置

主な活動指標

○主な活動指標の一覧

		第1期		第2期		
		R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援事業	見込	740人/月	758人/月	904人/月	914人/月	924人/月
	実績	872人/月	918人/月	1,068人/月	1,261人/月	1,411人/月
医療型児童発達支援	見込	65人/月	63人/月	52人/月	51人/月	50人/月
	実績	57人/月	47人/月	43人/月	31人/月	36人/月
放課後等デイサービス	見込	2,375人/月	2,428人/月	2,932人/月	2,961人/月	2,990人/月
	実績	2,838人/月	2,815人/月	3,189人/月	3,500人/月	3,852人/月
保育所等訪問支援	見込	44回/月	48回/月	80人/月	90人/月	100人/月
	実績	61回/月	62回/月	77人/月	117人/月	157人/月
居宅訪問型児童発達支援	見込	53回/月	79回/月	1人/月	1人/月	1人/月
	実績	1回/月	0回/月	0人/月	1人/月	1人/月
障害児相談支援	見込	439人/月	485人/月	537人/月	664人/月	804人/月
	実績	398人/月	431人/月	535人/月	652人/月	774人/月
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	見込	1人	1人	1 人	1人	1人
	実績	0人	7人	58人	88人	105人
医療的ケア児支援に関する協議の場の設置	見込	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	有

	評価（C）	改善（A）
R5	【実績にかかる評価】 ・　障害児サービスにおいて、児童発達支援・放課後等デイサービスの実績値が見込量を上回っており、事業所の質の向上が必要。 ・　「あい・さかい・サポーター養成研修」の令和5年度新規受講者が54名であった。その他、通所支援事業者の育成として「障害児通所支援事業者育成事業」も継続実施を行い、個々の事業所が抱える運営面、人材育成、支援技術など様々な指導・助言を行った。 ・　保育所等訪問支援の実績値が見込量を上回った。通所支援事業所や学校など関係機関の支援が着実に進んでいる。 ・　障害児相談支援の実績値は伸びているが見込量を下回っており、障害児相談支援の利用のニーズに相談支援専門員の人数が追いついていないことが要因と考えられる。 ・　医療的ケア児等の協議の場である「医療的ケア児等支援連絡会議」では、医療機関をはじめとした各関係機関の代表者と医療的ケア児等への支援や取組について情報を共有し、意見交換を行った。	【今後の取組等】 ・　障害児支援のより一層の質の向上、関係機関の連携の推進のため、「あい・さかい・サポーター養成事業」など障害児に関わる様々な機関を対象とした研修を実施、また、「障害児通所支援事業者育成事業」においては利用者アンケートを年度末に実施し、事業の質の向上や効果を確認する。 ・　児童発達支援センターの機能強化については、令和6年4月からの児童福祉法改正をふまえ、４つの中核機能※を備えることをめざす。 ・　引き続き、「あい・ふぁいる」の活用推進や「あいのーと」などによる情報提供を行う。 ・　障害児相談支援に携わる支援者から障害者相談支援従事者初任者研修を積極的に受講いただき、障害児相談に求められている伴走支援を実施できる体制を障害者自立支援協議会で協議できるよう準備を進める。 ・　医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者が在籍する地域の関係機関や事業所は増えてきており、今後は、フォローアップ研修等を活用しながら、研修修了者同士の連携についても、引き続き進める。

※４つの中核的機能・・・

「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」、「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」、「地域のインクルージョン推進の中核機能」、「地域の発達支援に関する入口」の４つ。

基本指針の目標	相談支援体制の充実・強化等

計画（P）→実施（D）

目標値

【令和５年度末までの目標】

基幹相談支援センターを中心に、主任相談支援専門員と協働しながら、総合的・専門的な相談支援を実施し、また相談支援体制も強化する。

【目標設定の考え方等】

大阪府全体の取組として、令和5年度末までに、基幹相談支援センターを全市町村に設置、相談支援体制の充実・強化を目標と設定。

本市においては、平成24年度に基幹相談支援センターを設置済。

そのため、国の基準に基づき、目標を設定。

【実績の推移】

実績	第5期		第6期		
	R1	R2	R3	R4	R5
基幹相談支援センターの設置	第6期から新たな活動指標として追加		設置済 (H24年度)		

（参考）　＜令和5年度実績＞

・延べ相談人数　14,865人（総合相談情報センターを含む。）

・延べ相談件数　81,944件（総合相談情報センターを含む。）

主な活動指標

○　主な活動指標の一覧

		第5期		第6期		
		R1	R2	R3	R4	R5
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導件数、助言件数	見込	第6期から新たな活動指標として追加		350件	350件	350件
	実績			324件	491件	611件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	見込			15件	15件	15件
	実績			14件	14件	14件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	見込			15件	15件	15件
	実績			19件	21件	21件

	評価（C）	改善（A）
R5	【実績にかかる評価】 ・　令和４年度に比べ、延べ相談件数が10,000件以上増加しており、相談支援に対するニーズがさらに高まっている。 ・　相談支援従事者初任者研修（初任者研修）において、受講勧奨や市町村推薦の活用により、新規の相談支援専門員の増員を進めた。 ・　初任者研修及び現任研修のインターバル期間において、基幹相談支援センターにて実習を受け入れた。また、現任研修及び令和5年度第3回初任者研修においては、基幹相談支援センター及び地域の主任相談支援専門員と協働し、本市の独自の取組として、「現任研インターバル①勉強会（※1）」「初任研インターバル②相談会（※2）」を開催。相談支援専門員の人材育成、ネットワークの構築による地域の連携強化に寄与した。 ・　相談支援専門員としての従事期間が概ね２年以内の方を対象として、新任相談支援専門員のための連続勉強会（相談支援サポート事業）を月１回開催。主任相談支援専門員の協力のもと実施したことで、相談支援専門員同士が横のつながりを持ち、一人で抱え込まない機会となり、相談支援専門員の人材育成、ネットワークの構築による連携強化に寄与した。 ・　また、令和4年度から令和5年度にかけて、堺市障害者施策推進協議会に地域で障害者やその家族等を支える相談支援のあり方専門部会（略称：相談支援のあり方専門部会）が設置され、本市における基幹相談支援センターを含めた相談支援全体の課題について協議された。そこでは、障害者等の増加、障害者等のニーズの多様化を受けて、基幹相談支援センターに期待される役割が年々大きくなっていること、人材の確保・育成を含めて、その	【今後の取組等】 ・　相談支援従事者初任者研修においては、引き続き、早期に従事予定申込者、一人事業所の増員要員及び障害児相談支援に従事する申込者等を堺市推薦枠として推薦し、また、新規開設予定の事業所においては、開設届出書の提出を求め、研修修了後に確実に相談支援専門員として従事してもらうことで、相談支援専門員の増員を進め、相談支援体制の充実・強化を進める。 ・　基幹相談支援センターにて相談支援従事者初任者研修及び現任研修のインターバル期間の実習の受入、「現任研インターバル①勉強会」「初任研インターバル②相談会」を主任相談支援専門員の協力のもと継続して実施し、相談支援専門員の人材育成、ネットワークの構築による地域の連携強化を図る。 ・　今後も基幹相談支援センターが中心となり、主任相談支援専門員との協働のもと、新任相談支援専門員のための連続勉強会（相談支援サポート事業）を開催し、地域課題に応じた相談支援専門員の人材育成、ネットワークの構築による連携強化を図る。 ・　相談支援のあり方専門部会での議論や令和6年4月施行の改正障害者総合支援法の主旨をふまえ、基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会の機能強化にも取り組む。障害者やその家族等が、地域で安心して生活を送ることができるよう、公民が一体となった相談支援体制やネットワークの充実・強化に取り組む。あわせて、基幹相談支援センターの周知も進める。 ・　令和6年度から地域活動支援センターを「連携強化型」「居場所支援型」「入浴支援強化型」に再編した。このうち「連携強化型」では、制度の谷間に置かれている人や地域生活への移行に向けたアウトリーチにも取り組むことから、基幹相談支援センターや相談支援事業所等との連携をさらに推進する。

	体制の充実・強化が急務であることが課題としてあがった。また、地域の相談支援事業所においても、相談支援専門員が一人しか配置されていないいわゆる「一人事業所」が多いこと、相談支援専門員においては他業務との兼務が多いことが課題としてあがった。	

※1　現任研インターバル①勉強会…

相談支援専門員は、業務を継続するために、相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度から5年度毎に、相談支援従事者現任研修（現任研修）を受講しなければなりません。現任研修の研修期間において、「実事例の課題について、インターバル受入先から意見・助言等を受けて支援を実施する」という課題があり、本市では、その課題の受け皿として、主任相談支援専門との協働のもと、「現任研インターバル①勉強会」を開催しています。

※2　初任研インターバル②相談会…

相談支援専門員として従事するための初任者研修の研修期間において、「インターバル①で選定した実践例の再アセスメントを実施し、サービス等利用計画案を作成する」という課題があり、本市では、その課題の受け皿として、主任相談支援専門との協働のもと、令和5年度第3回初任者研修から「初任研インターバル②相談会」を開催しています。

基本指針の目標	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

計画（P）→実施（D）

目標値

【令和５年度末までの目標値】

令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、下記の取組を実施する体制を構築する。

- **報酬請求エラーの多い項目について集団指導等の場で注意喚起を行う**
- **適切な障害福祉サービス等の提供の促進を図るため、大阪府等と連携し、適正な指導監査等の実施を推進する**

【目標設定の考え方等】

障害福祉サービス等の質を向上させるためには、利用者に対する支援を担う障害福祉サービス事業者の適切な事業の運営（報酬請求の適切な遂行も含む。）を確保するための策を講ずることが効果的である。

このことを踏まえ、事業者に対し、集団指導等の場を活用して注意喚起を行うとともに、大阪府等の関係機関との連携も含め、適正な指導監査等の実施を推進することを目標として設定したものである。

【実績の推移】

実績	第5期		第6期		
	R1	R2	R3	R4	R5
集団指導等の場における注意喚起	第6期から新たな活動指標として追加		実施	実施	実施

実績	第5期		第6期		
	R1	R2	R3	R4	R5
適正な指導監査等の実施	第6期から新たな活動指標として追加		実施継続	実施継続	実施継続

主な活動指標

○主な活動指標の一覧

		第5期		第6期		
		R1	R2	R3	R4	R5
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	見込	第6期から新たな活動指標として追加		延べ10人	延べ20人	延べ30人
	実績			延べ11人	延べ31人	延べ32人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	見込			1回	1回	1回
	実績			1回	1回	1回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	見込			1回	1回	1回
	実績			1回	2回	1回

	評価（C）	改善（A）
R5	【実績にかかる評価】 ・　障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、厚生労働省、大阪府等の関係機関が主催する研修等への本市職員の参加を進めており、令和5年度についても、見込を上回るペースで実施した。 ・　障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、全事業所を対象とする集団指導のメニューに組み込む形で実施した。 ・　障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、大阪府と大阪府内の市町村等との意見交換会において実施した。	【今後の取組等】 ・　障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、引き続き、厚生労働省、大阪府等の関係機関が主催する研修等への本市職員の参加を進め、研修によって得た知識・ノウハウの組織共有化及び実務における発揮を図る。 ・　障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、今後も全事業所を対象とする集団指導を活用した手法等により実施し、関係機関等との情報共有・連携を強化する。 ・　障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、引き続き大阪府及び府内自治体等との意見交換会での実施を行い、また、日常的な情報交換・情報共有等の取組も一層進める。

資料４－２

第６期堺市障害福祉計画・第２期堺市障害児福祉計画
障害福祉サービス等の進捗状況について（令和５年度実績）

- 実績の数値のうち、平均値を算出している場合は、原則、小数点以下を四捨五入しているため、内数と合計等が合わない場合があります。

１．　訪問系サービス

■見込量と実績の状況

			第5期				第6期					
			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
障害種別内訳	身体	見込量	1,260	61,614	1,303	63,995	1,352	59,050	1,394	60,365	1,438	61,717
		実績	1,260	59,970	1,271	61,448	1,355	65,654	1,388	67,726	1,387	68,595
	難病（※）	実績							24	1,072	21	613
	知的	見込量	707	14,934	754	15,914	754	16,703	804	17,860	858	19,086
		実績	657	13,200	687	13,723	745	15,243	791	16,360	863	18,631
	精神	見込量	1,234	19,816	1,326	21,265	1,394	26,282	1,515	28,548	1,648	31,064
		実績	1,240	20,130	1,317	22,401	1,414	24,033	1,479	25,005	1,599	27,095
	児童	見込量	149	3,423	158	3,608	102	1,922	93	1,744	84	1,586
		実績	97	1,359	86	1,367	101	1,462	99	1,238	107	1,407
サービス別内訳	居宅介護	見込量	2,743	51,637	2,909	54,598	2,945	54,527	3,119	57,748	3,306	61,210
		実績	2,657	48,980	2,774	53,905	2,982	58,215	3,105	60,035	3,289	64,310
	重度訪問介護	見込量	249	37,984	260	39,653	234	37,800	238	38,446	242	39,092
		実績	223	35,469	237	36,515	246	38,798	242	39,703	238	39,960
	行動援護	見込量	38	1,104	41	1,179	92	2,406	110	2,877	131	3,426
		実績	55	1,482	69	1,782	91	2,285	102	2,677	121	3,170
	同行援護	見込量	320	9,062	331	9,352	331	9,224	339	9,446	349	9,725
		実績	319	8,728	281	6,736	296	7,097	308	7,914	308	8,288
合計		見込量	3,350	99,787	3,541	104,782	3,602	103,957	3,806	108,517	4,028	113,453
		実績	3,254	94,659	3,361	98,938	3,615	106,395	3,757	110,329	3,956	115,728
		実績／見込量	97.1%	94.9%	94.9%	94.4%	100.4%	102.3%	98.7%	101.7%	98.2%	102.0%

（※）手帳を所持していない難病の方の数値。大阪府への報告資料の統計上、「身体」の内数としている。

【現状と課題】

○　第 6 期の訪問系サービスの支給実績は、重度訪問介護の利用人数がやや減少しましたが、他は利用人数、利用時間ともに増加し、おおむね見込んだ水準で推移しました。

○　しがしながら、令和 4 年度に実施した障害者等実態調査（以下「実態調査」という。）の結果では、訪問系サービスの多くの事業所が、「人材の確保・育成」を課題としてあげています。

○　障害者の在宅生活を支える基盤的なサービスとして、人材の確保・育成に向けた取組が必要であり、また、医療的ケアの必要な方や行動障害のある方など、障害特性に応じた専門性も求められています。

２．日中活動系サービス

（１）生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続（A 型、B 型）、就労定着支援

■見込量と実績の状況

			第5期				第6期					
			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
障害種別内訳	身体	見込量	1,129	19,320	1,202	20,368	1,161	20,905	1,209	21,793	1,432	22,783
		実績	1,097	18,787	1,105	19,254	1,161	20,498	1,209	21,139	1,223	22,141
	難病（※）	実績							30	427	24	467
	知的	見込量	2,520	48,620	2,619	50,016	2,847	49,875	2,990	52,245	3,031	54,583
		実績	2,600	49,598	2,673	51,168	2,754	53,390	2,861	54,938	2,974	57,489
	精神	見込量	1,261	19,052	1,344	20,086	1,779	29,195	2,032	33,401	2,267	38,272
		実績	1,529	22,450	1,622	25,031	1,800	28,066	2,026	31,868	2,350	36,993
サービス別内訳	生活介護	見込量	2,018	38,703	2,095	40,136	2,302	43,918	2,444	46,639	2,615	49,886
		実績	2,069	39,383	2,107	40,650	2,145	42,186	2,228	43,336	2,326	45,285
	自立訓練（機能訓練）	見込量	31	348	33	371	38	427	44	494	50	562
		実績	30	310	24	228	25	244	29	303	34	344
	自立訓練（生活訓練）	見込量	173	2,538	190	2,788	92	1,075	97	1,415	106	1,531
		実績	87	1,177	134	1,823	148	1,904	133	1,736	109	1,232
	就労移行支援	見込量	265	4,480	276	4,666	309	5,005	333	5,471	360	6,036
		実績	279	4,326	297	4,937	307	5,207	310	5,280	321	5,664
	就労継続支援（A 型）	見込量	335	6,468	350	6,763	403	7,472	413	7,658	423	7,843
		実績	497	9,122	416	7,716	460	8,497	465	8,989	528	9,782
	就労継続支援（B 型）	見込量	1,998	34,455	2,075	35,746	2,543	42,078	2,765	45,762	3,008	49,780
		実績	2,215	36,502	2,349	40,099	2,542	43,822	2,830	48,301	3,121	54,316
	就労定着支援	見込量	90		146		110		135		168	
		実績	49		73		86		101		108	
合計		見込量	4,910	86,992	5,165	90,470	5,797	99,975	6,231	107,439	6,730	115,638
		実績	5,226	90,820	5,400	95,453	5,713	101,860	6,096	107,945	6,547	116,623
		実績／見込量	106.4%	104.4%	104.5%	105.5%	98.6%	101.9%	97.8%	100.5%	97.3%	100.9%

（※）手帳を所持していない難病の方の数値。大阪府への報告資料の統計上、「身体」の内数としている。

（２）療養介護

■見込量と実績の状況

	第5期		第6期		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
見込量	131	131	135	135	135
実績	135	132	128	128	120
実績／見込量	103.1%	100.8%	94.8%	94.8%	88.9%

（３）短期入所（ショートステイ）

■見込量と実績の状況

			第5期				第6期					
			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
障害種別内訳	身体	見込量	225	1,552	237	1,634	196	1,282	197	1,284	197	1,283
		実績	195	1,323	153	1,077	148	999	155	1,058	172	1,195
	知的	見込量	486	3,511	506	3,656	483	3,151	503	3,286	524	3,424
		実績	458	3,065	374	2,589	370	2,613	374	2,729	438	3,091
	精神	見込量	8	47	9	53	10	64	10	68	11	73
		実績	9	105	8	87	10	111	9	82	10	77
	児童	見込量	164	891	173	940	140	914	130	848	121	788
		実績	127	701	86	544	92	580	101	586	125	685
合計		見込量	883	6,001	925	6,283	829	5,411	840	5,486	853	5,568
		実績	789	5,194	621	4,297	620	4,303	639	4,455	745	5,048
		実績／見込量	89.4%	86.6%	67.1%	68.4%	74.8%	79.5%	76.1%	81.2%	87.3%	90.7%

【現状と課題】

○ 第 6 期の日中活動系サービスの支給実績は、自立訓練（生活訓練）を除き、増加したものの、生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援や就労定着支援は見込よりも少ない水準で推移しました。

○ 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）においては、令和 2 年 7 月から新型コロナウイルス感染症への対応により、臨時的な在宅でのサービス提供が認められていました。

○ また、実態調査の結果では、生活介護事業所の多くが、「人材の確保・育成」を課題としてあげています。

○ 就労系サービスにおいては、令和 3 年 4 月から支援効果が認められた場合に、在宅でのサービス提供が認められました。

○ 実態調査の結果では、就労系サービスの事業所の多くが「人材の確保・育成」を課題とあげています。また、就労移行支援事業においては、「利用者の確保」を課題とあげている事業所が多くあります。

○ 「ベルデさかい」では、濃厚な医療的支援を必要とする「超重症者（児）」「準超重症者（児）」を入所定員の 30%以上受け入れることとしています。また、外部からの新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家族等との対面の制限をしていましたが、新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行後は、徐々に緩和して実施しています。

○ 第 6 期の短期入所の支給実績は、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用制限や利用自粛の影響が及びましたが、令和 5 年度の実績は拡大前の令和元年度の実績までおおむね回復しました。

○ 短期入所においては、医療的ケアの必要な障害者等の対応や緊急利用の受け入れ体制の一層の充実、長期利用者（ロングショートステイ）への対応などの課題があります。また、緊急利用の受入体制については、令和 5 年度から「地域生活支援拠点等」の事業所として 4 か所

認定しました。

○ なお、実態調査の結果では、短期入所事業において「人材の確保・育成」に加え、「報酬体系」を課題にあげている事業所が多くあります。

3．居住系サービス

■見込量と実績の状況

			第5期		第6期		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
障害種別内訳	身体	見込量	149	150	220	222	224
		実績	214	234	248	254	272
	知的	見込量	1011	1039	1081	1119	1157
		実績	1008	1047	1095	1128	1,195
	精神	見込量	88	90	143	159	174
		実績	110	146	179	215	268
サービス別内訳	共同生活援助（グループホーム）	見込量	802	835	1004	1062	1119
		実績	887	988	1099	1182	1,319
	施設入所支援	見込量	446	444	440	438	436
		実績	445	439	423	415	416
合計		見込量	1,248	1,279	1,444	1,500	1,555
		実績	1,332	1,427	1,522	1,597	1,735
		実績／見込量	106.7%	111.6%	105.4%	106.5%	111.6%

【現状と課題】

○ 第６期の共同生活援助（グループホーム）の支給実績は、見込量を上回って増加しています。
○ グループホームにおいては、令和２年７月から新型コロナウイルス感染症への対応により、臨時的な在宅でのサービス提供が認められていました。
○ 障害者の重度化・高齢化が進むなか、今後も暮らしの場の整備を促進する必要があります。
○ 特に、医療的ケアの必要な人や行動障害のある人等、重度障害者に対応したグループホームの整備が課題です。
○ 実態調査の結果でも、「人材の確保・育成」に加え、「利用者の高齢化・重度化」を課題にあげる事業所が多く、医療的ケアを必要とする方や行動障害のある方に対して適切な支援を行える職員の育成が課題です。
○ また、施設から地域生活への移行者、精神科病院からの退院者の移行先のひとつとして、グループホームの活用を図る必要があります。
○ 実態調査の結果においては、施設入所支援では、「人材の確保・育成」に加え、「利用者の高齢化・重度化」、「物件・設備等の整備・改善」や「支援が難しい方への対応」を課題にあげている事業所が多くあります。

４．相談支援

■見込量と実績の状況

			第5期		第6期		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
障害種別内訳	身体	見込量	767	870	682	767	863
		実績	478	534	588	630	645
	難病（※）	実績				9	8
	知的	見込量	1,072	1,210	1,454	1,629	1,829
		実績	1,006	1,144	1,270	1,359	1,455
	精神	見込量	796	911	1,408	1,594	1,804
		実績	876	1,125	1,286	1,463	1,571
	児童	見込量	232	265	20	23	26
		実績	17	17	10	6	5
サービス別内訳	計画相談支援	見込量	2,572	2,937	3,329	3,774	4,280
		実績	2,254	2,610	2,942	3,243	3,462
	地域移行支援	見込量	16	20	6	7	7
		実績	4	4	3	7	4
	地域定着支援	見込量	260	270	220	220	220
		実績	211	204	207	206	209
	自立生活援助	見込量	19	29	9	12	15
		実績	0	3	3	2	1
合計		見込量	2,867	3,256	3,564	4,013	4,522
		実績	2,469	2,821	3,155	3,458	3,676
		実績／見込量	86.1%	86.6%	88.5%	86.2%	81.3%

（※）手帳を所持していない難病の方の数値。大阪府への報告資料の統計上、「身体」の内数としている。

«参考»堺市の計画相談・障害児計画相談実績の推移（実人数）

		令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
障害者	障害福祉サービス等受給者数	9,815	10,200	10,647	11,269
	計画作成済み人数（人）（※）	6,249	6,711	7,103	7,538
	計画作成進捗率	63.7%	65.8%	66.7%	66.9%
障害児	障害児通所支援受給者数	2,857	3,160	3,571	3,985
	計画作成済み人数（人）	1,397	1,494	1,641	1,797
	計画作成進捗率	48.9%	47.3%	46.0%	45.1%

（※）　計画作成済み人数の中に、ケアプランにより支給決定を行った人数を含む。

【現状と課題】

○ 第 6 期の計画相談支援の支給実績は増加しているものの、見込量よりも少ない水準です。
○ 障害福祉サービスの利用者のうち希望する利用者が、計画相談支援を利用できるように、相談支援体制の充実・強化が必要です。
○ 相談支援事業所においては、いわゆる「一人事業所」が多く、また、相談支援専門員の多くが他業務との兼務をしている現状があります。
○ 実態調査の結果では、「人材の確保・育成」に加え、「事務処理の効率化」、「報酬体系」や「支援が難しい方への対応」を課題にあげている相談支援事業所が多くあります。
○ また、相談支援専門員は年々増加していますが、その育成や地域とのネットワークの構築に向けた取組を続ける必要があります。
○ 第 6 期の地域移行支援、地域定着支援の実績は、見込量より下回っています。
○ 地域生活への移行の支援においては、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて、個々の状況や今後の希望等を把握し、また、地域生活のイメージを具体化し、それを伝えることが必要です。
○ また、実態調査の結果では、地域移行支援事業、地域定着支援事業を実施している事業所において、「事務処理の効率化」に加え、「地域の住民や事業所等との連携やネットワークづくり」を課題としてあげている事業所が多くあります。
○ 第 6 期の自立生活援助の実績は、減少傾向で見込量を大きく下回っています。今後、サービスが適切に利用できるように、支援体制の確保・充実が必要です。
○ また、以前に自立生活援助を実施している事業所に聴き取りを行っており、「計画相談支援に比べて、同行による支援がしやすい事業」との意見がある一方、「計画相談支援とのすみわけ」や「報酬体系」、「事業そのものの認知度」が課題としてあがっています。

５．地域生活支援事業

必須事業

（１）相談支援事業等

■見込量と実績の状況

		第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業 基幹相談支援センター （箇所）	見込量	8	8	8	8	8
	実績	8	8	8	8	8
	実績／見込量	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター等 機能強化事業	見込量	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	見込量	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	有
障害児等療育 支援事業 （箇所）	見込量	9	9	8	8	8
	実績	7	7	7	7	7
	実績／見込量	77.8%	77.8%	87.5%	87.5%	87.5%
発達障害者支援センター 運営事業（人／年）	見込量	1,726	1,742	1,997	2,016	2,035
	実績	1,959	1,848	1,934	2,050	2,201
	実績／見込量	113.5%	106.1%	96.8%	101.7%	108.2%
成年後見制度 利用支援事業 （人／年）	見込量	16	16	50	60	70
	実績	33	44	66	68	88
	実績／見込量	206.3%	275.0%	132.0%	113.3%	125.7%

（２）意思疎通支援事業

■見込量と実績の状況

		第5期				第6期								
		令和元年度		令和2年度		令和3年度			令和4年			令和5年		
		人／年	件／年	人／年	件／年	人／年	件／年	時間／年	人／年	件／年	時間／年	人／年	件／年	時間／年
手話通訳者派遣事業	見込量	213	3,519	213	3,659	220	3,007	4,421	225	3,157	4,642	231	3,315	4,874
	実績	209	2,727	198	1,832	218	2,346	3,454	213	2,367	3,444	221	2,508	3,717
	実績／見込量	98.1%	77.5%	93.0%	50.1%	99.1%	78.0%	78.1%	94.7%	75.0%	74.2%	95.7%	75.7%	76.3%
要約筆記者派遣事業	見込量	18	162	18	180	20	178	997	21	186	1,046	22	196	1,099
	実績	18	161	16	140	22	177	452	18	233	798	13	148	716
	実績／見込量	100.0%	99.4%	88.9%	77.8%	110.0%	99.4%	45.3%	85.7%	125.3%	76.3%	59.1%	75.5%	65.2%
手話通訳者設置事業	見込量	8		8		8			8			8		
	実績	8		8		8			8			8		
	実績／見込量	100.0%		100.0%		100.0%			100.0%			100.0%		
重度障害者入院時コミュニケーション事業	見込量		1,379		1,391		715			715			715	
	実績		715		53		4			38			5	
	実績／見込量		51.8%		3.8%		0.6%			5.3%			0.7%	

【参考】堺市登録意思疎通支援者講演派遣実績について

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実績件数	229	116	99	211	248
要約筆記者派遣事業	実績件数	100	33	37	73	102

（３）意思疎通支援者養成研修事業

■見込量と実績の状況

		第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者養成入門コース（人／年）	見込量			20	20	20
	実績			7	20	20
	実績／見込量			35.0%	100.0%	100.0%
手話通訳者養成講座（人／年）	見込量	20	20	20	20	20
	実績	14	5	4	8	4
	実績／見込量	70.0%	25.0%	20.0%	40.0%	20.0%
要約筆記者養成講座（人／年）（※）	見込量	20	20	13	0	20
	実績	3	14	9	10	14
	実績／見込量	15.0%	70.0%	69.2%	-	70.0%
盲ろう者通訳・介助者養成事業（登録者数）	見込量			30	30	30
	実績			27	14	19
	実績／見込量			90.0%		63.3%
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業（登録者数）	見込量			10	10	10
	実績			11	0	12
	実績／見込量			110.0%		120.0%

（※）要約筆記者養成講座は2か年での実施を想定していたことから、令和4年度の見込量は「0」としている。

（４）盲ろう者通訳・介助者派遣事業

■見込量と実績の状況

	第5期		第6期		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量（件/年）			1,975	2,025	2,075
実績			1,538	1,489	1,420
実績／見込量			77.9%	73.5%	68.4%
見込量（時間/年）			7,900	8,100	8,300
実績			5,448	5,556	5,600
実績／見込量			69.0%	68.6%	67.5%

（５）日常生活用具給付等事業

■見込量と実績の状況

		第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具（件／年）	見込量	75	76	70	73	76
	実績	90	96	89	70	60
	実績／見込量	120.0%	126.3%	127.1%	95.9%	78.9%
自立生活支援用具（件／年）	見込量	262	265	264	275	286
	実績	242	280	237	216	182
	実績／見込量	92.4%	105.7%	89.8%	78.5%	63.6%
在宅療養等支援用具（件／年）	見込量	151	152	187	198	209
	実績	165	196	170	143	157
	実績／見込量	109.3%	128.9%	90.9%	72.2%	75.1%
情報・意思疎通支援用具（件／年）	見込量	192	194	205	203	201
	実績	209	180	173	508	473
	実績／見込量	108.9%	92.8%	84.4%	250.2%	235.3%
排泄管理支援用具（件／年）	見込量	21,834	22,030	25,776	27,232	28,688
	実績	22,864	23,253	23,902	24,448	24,390
	実績／見込量	104.7%	105.6%	92.7%	89.8%	85.0%
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）（件／年）	見込量	26	26	40	43	46
	実績	34	42	25	26	35
	実績／見込量	130.8%	161.5%	62.5%	60.5%	76.1%

（６）移動支援事業

■見込量と実績の状況

			第5期				第6期					
			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年
障害種別内訳	身体	見込量	541	128,543	538	127,830	685	109,449	694	105,321	702	106,664
		実績	668	109,835	559	76,183	512	72,514	509	73,417	514	71,381
	知的	見込量	1,415	302,006	1,455	310,543	1,884	295,513	1,908	299,332	1,933	303,151
		実績	1,834	290,993	1,689	196,308	1,619	192,620	1,659	213,176	1,727	236,913
	精神	見込量	836	127,980	882	135,022	1,010	120,394	1,023	127,493	1,036	129,120
		実績	982	113,368	960	103,539	981	107,394	985	112,292	1,036	116,571
	児童	見込量	249	32,643	249	32,643	290	21,890	294	22,173	298	22,456
		実績	285	18,906	197	10,872	201	11,482	172	11,291	211	10,734
合計		見込量	3,041	591,172	3,124	606,038	3,869	547,246	3,919	554,319	3,969	561,391
		実績	3,769	533,102	3,405	386,902	3,313	384,010	3,325	410,176	3,488	435,599
		実績／見込量	123.9%	90.2%	109.0%	63.8%	85.6%	70.2%	84.8%	74.0%	87.9%	77.6%

（７）地域活動支援センター事業

■見込量と実績の状況

		第5期				第6期					
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		設置数	利用者数（人/年）	設置数	利用者数（人/年）	設置数	利用者数（人/年）	設置数	利用者数（人/年）	設置数	利用者数（人/年）
見込量		17	746	17	750	16	600	16	600	16	600
実績	A型	6	180	6	192	5	105	5	241	5	281
	B型	8	162	8	218	8	210	8	363	8	402
	入浴型	3	103	3	104	2	68	2	76	2	75
	合計	17	445	17	514	15	383	15	680	15	758
実績／見込量		100.0%	59.7%	100.0%	68.5%	93.8%	63.8%	93.8%	113.3%	93.8%	126.3%

（※）利用者数（人/年）について、実績は、利用登録者のうち3月中に利用した実人数。

任意事業

（１）日中一時支援事業

■見込量と実績の状況

			第5期		第6期		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			人日／年	人日／年	人日／年	人日／年	人日／年
障害種別内訳	身体	実績	239	62	60	88	61
	知的		2,572	2,165	2,069	2,139	2,594
	精神		14	1	0	0	2
	児童		4,102	3,432	2,948	2,572	2,683
合計		見込量	8,256	8,385	7,495	7,773	7,773
		実績	6,927	5,660	5,077	4,799	5,340
		実績／見込量	83.9%	67.5%	67.7%	61.7%	68.7%

（２）その他の任意事業

■見込量と実績の状況

		第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人／年	人／年	人／年	人／年	人／年
訪問入浴事業	見込量	41	42	77	84	91
	実績	63	65	69	57	55
	実績／見込量	153.7%	154.8%	89.6%	67.9%	60.4%
視覚障害者生活訓練事業	見込量	115	115	109	109	109
	実績	109	94	85	106	91
	実績／見込量	94.8%	81.7%	78%	97%	83%

【現状と課題】

○ 地域生活支援事業は、事業によって、見込量と実績の状況に差が見られます。
○ 第６期の発達障害者支援センター運営事業の実績は増加し、令和５年度は見込んだ水準を大きく上回りました。
○ 成年後見制度利用支援事業は、第６期の見込量を大幅に増加させましたが、令和５年度も実績が見込量を上回る水準でした。
○ 手話通訳者派遣事業は、実績件数・実績時間数ともに見込量を下回りましたが、実績は増加傾向となっています。新型コロナウイルス感染症拡大前である令和元年度の実績に近づいており、手話通訳を必要とされる方の社会参加が戻ってきていると考えられます。
○ 要約筆記者派遣事業は、令和 ４ 年度に比べて実績件数・実績時間数ともに減少しました。医療、福祉に係る派遣が大きく減少しています。適切に必要な方へ派遣できるよう、要約筆記者制度の周知に注力します。
○ 手話通訳者設置事業については、見込量どおりの設置です。
○ 手話通訳者・要約筆記者の講演派遣件数の令和 ５ 年度実績については、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣とも令和元年度以来最も多い実績でした。毎年講演派遣の制度周知に注力してており、その成果が表れていると考えています。
○ 第６期の手話通訳者養成入門コース修了者数は７名から 20 名に増加し、見込量の水準でした。申込者数が急増している背景は、オリンピック・パラリンピック以降、手話通訳が表示されるニュースや手話を扱うドラマも増え、手話に興味を持つ方が増加していることがあると考えます。「手話を学んでみたい」という方を取りこぼさないよう、市民向け手話講座や手話サークルの紹介など、引き続き積極的に行っていきます。
○ 手話通訳者養成講座の実績は見込量の水準を下回って推移しています。
○ 要約筆記者養成講座は令和５年度においては手書きコースとし、14 名が修了しています。土曜日の開催等により 23 名の受講となり、第５期の最大実績と同じ修了者数でした。
○ 盲ろう者通訳・介助者養成事業、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業においては、大阪府下全体の数値を記載しています。
○ 第６期の盲ろう者通訳・介助者派遣事業の実績件数は利用対象となる方の施設入所や死亡などにより減少傾向にあり、このことが見込量と実績との差に影響していると考えられます。漏れなく対象の方が利用できるよう、引き続き本制度を周知します。
○ 第 ６ 期の日常生活用具給付事業の実績件数は、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具及び在宅療養等支援用具は減少傾向ですが、情報・意思疎通支援用具は令和 ４ 年度から集計対象に人工内耳用電池等を含めるように集計方法を変更したことにより増加しました。
○ 日常生活用具給付等事業は、給付品目の見直しが課題となっており、ニーズや市場に流通している製品を参考に、随時、給付品目の追加や性能等の見直しを行っています。
○ 第６期の移動支援事業の実績は、利用者数・利用時間数ともに増加していますが、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には至っていません。
○ なお、令和４年度に実施した実態調査の結果においては、移動支援事業を実施している事業所では、「人材の確保・育成」に加え、「報酬体系」を課題とあげている事業所が多くあります。

○ また、令和５年度に行った利用者アンケートでは、回答者の約７割の方が現在の支給量に満足しており、利用者負担が増えても支給量を増やしたいとは思わないという回答でした。
○ 地域活動支援センター事業は、第 6 期の利用者数をみると、入浴型は横ばいである一方、A 型及び B 型では増加傾向であり、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行によって活動を再開したセンターが増加したことが要因と考えられます。
○ 利用だけでなく、電話相談や面談の件数も増加しており、地域活動支援センターが持つ「日常生活に関する相談」のニーズが高まっていると思われます。
○ 地域活動支援センターが重層的支援体制整備事業における地域づくり事業のひとつとして位置付けられたことから、今後活動を通じて、関係機関との連携がますます求められています。
○ 日中一時支援事業の実績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて減少傾向が続いていましたが、感染拡大以前の利用量に回復しました。
○ 視覚障害者生活訓練事業においては、令和３年度は落ち込んだものの、第５期、第６期を通して概ね同数です。コロナ禍において新たにオンライン訓練を開始したことで、市民がニーズに合わせて訓練方法を選べるようになり、利便性は向上しています。今後も引き続き、市民のニーズに応じてオンラインを含めた各種訓練を実施します。

６．障害児サービス

■見込量と実績の状況

		第1期				第2期					
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
児童発達支援事業	見込量	740	5,186	758	5,313	904	5,801	914	5,856	924	5,930
	実績	872	5,596	918	5,753	1,068	6,747	1,261	7,940	1,411	9,418
	実績／見込量	117.8%	107.9%	121.1%	108.3%	118.1%	116.3%	138.0%	135.6%	152.7%	158.8%
医療型児童発達支援	見込量	65	569	63	552	52	409	51	401	50	393
	実績	57	448	47	415	43	403	31	297	36	343
	実績／見込量	87.7%	78.7%	74.6%	75.2%	82.7%	98.5%	60.8%	74.1%	72.0%	87.3%
放課後等デイサービス	見込量	2,375	18,971	2,428	19,394	2,932	22,914	2,961	23,142	2,990	23,368
	実績	2,838	22,180	2,815	22,042	3,189	24,855	3,500	27,543	3,852	30,463
	実績／見込量	119.5%	116.9%	115.9%	113.7%	108.8%	108.5%	118.2%	119.0%	128.8%	130.4%

■見込量と実績の状況

		第1期		第2期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援（人/月）	見込量	53	79	1	1	1
	実績	1	0	0	1	1
	実績／見込量	1.9%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
保育所等訪問支援（人/月）	見込量	44	48	80	90	100
	実績	61	62	78	117	157
	実績／見込量	138.6%	129.2%	97.5%	130.0%	157.0%
障害児相談支援（人/月）	見込量	439	485	537	664	804
	実績	398	431	535	652	774
	実績／見込量	90.7%	88.9%	99.6%	98.2%	96.3%

【現状と課題】

○ 第６期の児童発達支援、放課後等デイサービスの支給実績は、見込量を超える水準で増加しました。
○ 実態調査の結果においては、児童発達支援事業では、「人材の確保・育成」に加え、「利用者の確保」を課題としてあげる事業所が多くあります。
○ また、放課後等デイサービスでは、「人材の確保・育成」に加え、「報酬体系」や「利用者の確保」を課題としてあげる事業所が多くあります。
○ 第６期の保育所等訪問支援の支給実績は、見込量を超える水準で増加しました。
○ また、実態調査の結果では、回答数が少ないなかではありますが、「人材の確保・育成」、「人員配置基準」、「事務処理の効率化」を課題としてあげている事業所が複数あります。
○ 第６期の障害児相談支援の支給実績は増加しているものの、見込量よりも少ない水準です。また、計画相談支援と同様の課題があり、それと同様の方策を進めていく必要があります。
○ 実態調査の結果においても、計画相談支援事業と同じく、「人材の確保・育成」に加え、「事務処理の効率化」、「報酬体系」や「支援が難しい方への対応」を課題に挙げている事業所が多いく、さらに、「利用者や家族との信頼関係づくり」を課題としてあげている事業所が多いことが特徴的です。
○ さらに、障害者自立支援協議会に設置した障害児相談支援ワーキングでは、障害児相談支援を担う相談支援専門員が相談できる仕組みの必要性、保育や教育など障害福祉分野を超えた連携の仕組みの必要性などの意見があがっています。

7．発達障害者等に対する支援

■見込量と実績の状況

		第1期						第2期								
		令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
発達障害者支援地域協議会の開催	回／年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
発達障害者支援センターによる相談支援	件／年	2,513	2,919	116.2%	2,532	2,764	109.2%	3,057	2,968	97.1%	3,126	2,842	90.9%	3,195	3,029	94.8%
発達支援延べ支援件数	件／年	1,753	1,909	108.9%	1,765	2,165	122.7%	2,043	2,316	113.4%	2,112	2,201	104.2%	2,181	2,366	108.5%
就労支援延べ支援件数	件／年	760	1,010	132.9%	767	599	78.1%	1,014	652	64.3%	1,014	641	63.2%	1,014	663	65.4%
発達障害者支援センターによる関係機関への助言	件／年	82	15	18.3%	82	9	11.0%	15	5	33.3%	15	2	13.3%	15	1	6.7%
発達支援に伴う助言件数	件／年	49	11	22.4%	49	8	16.3%	11	4	36.4%	11	2	18.2%	11	1	9.1%
就労支援に伴う助言件数	件／年	33	4	12.1%	33	1	3.0%	4	1	25.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%
発達障害者支援センターによる外部機関や地域住民への研修、啓発	回／年	27	21	77.8%	27	20	74.1%	21	12	57.1%	21	23	109.5%	21	20	95.2%
センター主催又は共催で企画した研修	回／年	11	7	63.6%	11	7	63.6%	7	6	85.7%	7	8	114.3%	7	8	114.3%
講師派遣	回／年	11	10	90.9%	11	10	90.9%	10	3	30.0%	10	14	140.0%	10	10	100.0%
地域住民向け講演会の開催等	回／年	5	4	80.0%	5	3	60.0%	4	3	75.0%	4	1	25.0%	4	2	50.0%
発達障害者や家族等に対する支援体制の確保																
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人／年							24	7	29.2%	30	10	33.3%	30	20	66.7%
ペアレントメンターの人数（※）	－							ペアレントメンターやピアサポート活動については、発達障害の当事者やその家族の支援として、当事者会や親の会などの紹介及び当事者会の方による講演を実施した。								
ピアサポートの活動への参加人数（※）	－															

【現状と課題】

○ 発達障害者支援センターにおいて、相談支援や関係機関への助言、研修、啓発活動等を実施しています。第 6 期の相談支援実績は見込量を下回るものの増加傾向です。
○ 学校園が専門家から指導助言を得ることができる、幼稚園早期支援員派遣、私立幼稚園巡回相談、支援学校のセンター的機能の活用、発達障害児等専門家派遣等の事業を実施しています。
○ 乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期へとつながる縦の連携及び医療・保健・障害福祉・児童福祉・教育・企業等との横の連携により、関係機関が本人の状況等を把握し適切な支援を行うことが重要です。特に、就学時、中学から高校・支援学校、就労移行時における支援の継続が課題です。
○ 地域のこども園・幼稚園・学校・事業所など、各機関における支援力の向上が必要です。
○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数について、参加者の欠席などにより、見込量を下回りました。

令和6年度　堺市障害者施策推進協議会（イメージ図）

参考資料1

堺市障害者施策推進協議会

本会議　年2回予定

本会委員　30名以内

臨時委員　5名程度（予定）

- **日中サービス支援型GH専門部会**
  - 申請等の案件があった場合に開催
- **権利擁護専門部会**　年1回予定
  - 事例検討会議　年3回予定
- **障害児支援専門部会**　年2回予定
- **発達障害者支援専門部会**　年1回予定

設置法令：障害者基本法、
堺市障害者施策推進協議会条例

障害者施策推進委員会（庁内委員会）

参考資料２

障害者基本法（抜粋）

（昭和４５年法律第８４号）

（障害者基本計画等）

第十一条

２　都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

３　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

５　都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たつては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条　都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一　都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二　当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三　当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

２　前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

３　前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（平成１７年法律第１２３号）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

３　市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

４　市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

５　市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

６　市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

７　市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、

社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

８　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

９　市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

１０　障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

１１　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

１２　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二　市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法（抜粋）

（昭和２２年法律第１６４号）

第三十三条の二十　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

②　市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

③　市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

④　市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

⑤　市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

⑥　市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

⑦　市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

⑧　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑨　市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

⑩　障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

⑪　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

⑫　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一　市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

参考資料３

堺市障害者施策推進協議会条例

昭和４９年４月１０日

条例第２２号

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）に基づき、堺市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（組織）

第２条　協議会は、委員３０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験を有する者

(3) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

(4) 前３号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　第７条第１項の規定により臨時委員を置いた場合において、同項の特別の事項について会議を開くときは、前２項の規定の適用については、臨時委員を委員とみなす。

（専門部会）

第６条　協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

（臨時委員）

第７条　市長は、特別の事項を調査し、及び審議するため必要があると認めるときは、協

議会に臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、市長が委嘱する。

３　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

（関係者の出席）

第８条　協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議の招集は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が行う。

附　則（平成６年１０月１日条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年９月２７日条例第３２号）

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成１６年法律第８０号）附則第１条ただし書の政令で定める日から施行する。

附　則（平成１８年１０月４日条例第７４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から平成２６年３月３１日までの間に、第２条第２項の規定により新たに任命され、又は委嘱される委員の任期は、第３条第１項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までとする。

参考資料４

○堺市障害者施策推進協議会規則

平成２５年３月２８日
規則第９４号
改正 平成３０年３月３０日
規則第３８号
改正 令和３年８月６日
規則第９０号

（趣旨）

第１条 この規則は、堺市障害者施策推進協議会条例（昭和４９年条例第２２号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、堺市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（会議の特例）

第２条 会長は、特に緊急を要するため、協議会の会議（以下この条から第４条までにおいて単に「会議」という。）を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員及び臨時委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

（会議の公開等）

第３条 会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員（臨時委員を含む。）の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 堺市情報公開条例（平成１４年条例第３７号）第７条各号に掲げる情報について審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

２ 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

（会議録）

第４条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員及び臨時委員の氏名

(3) 議事の内容

(4) 前３号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（専門部会）

第５条 専門部会（以下「部会」という。）は、会長が指名する委員又は臨時委員（以下これらを「部会員」という。）で組織する。

（部会長）

第６条 部会に部会長を置き、当該部会に属する部会員の互選によりこれを定める。

２ 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議状況及びその結果を協議会に報告するものとする。
３ 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
（部会の会議）
第７条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。
２ 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３ 部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（関係者の出席）
第８条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（部会への準用）
第９条 第２条及び第４条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第２条及び第４条中「委員及び臨時委員」とあるのは「部会員」と、第３条中「出席委員（臨時委員を含む。）」とあるのは「出席部会員」と読み替えるものとする。
（専門分科会）
第１０条 部会に、個別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、専門分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。
２ 分科会は、部会長が指名する部会員（以下「分科会員」という。）で組織する。
（分科会長）
第１１条 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する分科会員の互選によりこれを定める。
２ 分科会長は、分科会の会務を掌理し、分科会における審議状況及びその結果を部会に報告するものとする。
３ 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する分科会員がその職務を代理する。
（分科会の会議）
第１２条 分科会の会議は、必要に応じて分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。
２ 分科会は、分科会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３ 分科会の議事は、出席分科会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（分科会への準用）
第１３条 第２条から第４条まで及び第８条の規定は、分科会について準用する。この場

合において、第２条から第４条中「会長」とあるのは「分科会長」と、第２条及び第４条の規定中「委員及び臨時委員」とあるのは「分科会員」と、第３条中「出席委員（臨時委員を含む。）」とあるのは「出席分科会員」と、第８条中「部会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

（守秘義務）

第１４条 協議会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２ 第８条（第１３条において読み替えて準用する場合を含む。）及び条例第８条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第１５条 協議会（部会及び分科会を含む。次条において同じ。）の庶務は、障害施策推進課において行う。

（委任）

第１６条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

１ この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

（会議の招集の特例）

２ この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる部会の招集は、第７条第１項の規定にかかわらず、会長が行う。

３ 第１０条の規定により分科会を置いた場合の最初の会議の招集は、第１２条第１項の規定にかかわらず、部会長が行う。

附 則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。